

放課後児童健全育成事業において条例化される基準について

1 条例の名称

佐世保市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例（仮称）

2 条例制定の基本的考え方

国が定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令第 63 号）に基づき、「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」を踏まえて策定する。また、各事業者において地域の状況等を考慮した対応も想定されることから、本条例を「最低基準」として示し、常にこれを超えて向上させるものとする。

・従うべき基準：省令第 10 条に規定する「職員」（従事する者の資格、員数）及び「職員の経過措置」

※条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準。当該基準の範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることはできるが、異なる内容を定めることは認められない。

・参酌すべき基準：それ以外の項目

※当該基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが認められるもの。

3 佐世保市条例案（概要）

基準	項目	佐世保市条例案（概要）	佐世保市基準の考え方
参酌	最低基準の目的	利用児童が明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障する。	国の基準通り
参酌	最低基準の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、事業者に対し、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。 ・市は、最低基準を常に向上させるように努める。 	国の基準通り
参酌	最低基準と事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、最低基準を超えて、常に設備及び運営を向上させなければならない。 ・最低基準を超えた設備、運営を行っている事業者は、最低基準を理由としてその設備、運営を低下させてはならない。 	国の基準通り
参酌	事業の一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の対象は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものを対象として、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ること。 ・利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ・地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、事業者が行う運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ・運営の内容の自己評価を行い、その結果の公表に努めなければならない。 ・施設の構造等は、採光、換気等利用者の保健衛生、危害防止に十分な配慮をしなければならない。 	国の基準通り

基準	項目	佐世保市条例案（概要）	佐世保市基準の考え方
従う	職員の資格・員数	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員（有資格者）を2人以上配置する。うち1名を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について補助するもの）で可。 支援員の要件は、以下に該当する者であって、県知事が行う研修を修了したもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・保育士、社会福祉士、教員免許を有するもの ・高等学校卒業後2年以上児童福祉事業に従事したもの ・大学・大学院・外国の大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業したもの ・高等学校卒業等であり、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したものであって、市長が適当と認めたもの。 	従うべき基準であり、国の基準通り
参酌	集団の規模	一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。	国の基準通り ※経過措置予定
参酌	設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた区画、支援の提供に必要な設備等の設置。 ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなくてはならない。 	国の基準通り
参酌	開所時間及び日数	<p>開所日数、時間は原則として以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間250日以上 ・小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上 ・小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上 <p>地域の状況等を考慮し、事業者ごとに定める。</p>	国の基準通り
参酌	その他の基準	<p>（災害対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火器、非常口等その他非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的な計画策定、訓練をするよう努めなければならない。 ・避難、消火訓練は、定期的に行わなければならない。 <p>（職員の一般的要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 <p>（職員の知識及び技能の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全育成のために必要な知識及び技能の習得、維持・向上に努めなければならない。 ・事業者は、職員に対し、研修等の機会を確保しなくてはならない。 <p>（利用者を平等に取り扱う原則）</p> <p>利用者の国籍、信条又は社会的身分によって差別的扱いをしてはならない。</p>	国の基準通り

基準	項目	佐世保市条例案（概要）	佐世保市基準の考え方
参酌	その他の基準	<p>（虐待等の禁止） 入所中の児童に対し虐待行為、その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（衛生管理等） ・利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>・食中毒等が発生、まん延しないようにしなければならない。</p> <p>・必要な医薬品、医療品を備え、適正な管理を行わなければならない。</p> <p>（運営規定） 事業者は、重要事項に関する運営規定（運営方針、開所時間、保育料、定員、実施地域等）を定めておかななくてはならない。</p> <p>（備えるべき帳簿） 事業者は、利用児童の状況、収支等の帳簿を整備しなければならない。</p> <p>（秘密保持等） 職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者、その家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業者は漏らさないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（苦情対応） ・利用者、保護者からの苦情対応に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>・市からの指導、助言に従って改善を行わなければならない。</p> <p>・運営適正化委員会（県社会福祉協議会に設置）の調査にできる限り協力しなければならない。</p> <p>（保護者との連絡） 保護者と密接に連絡を取り、利用者の状況報告を行い、事業の内容等について保護者の理解、協力を得るよう努めること。</p> <p>（関係機関との連携） 市、児童福祉施設、小学校等と密接に連携すること。</p> <p>（事故発生時の対応） ・利用者に対する支援により事故が発生した場合は、速やかに、市、保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>・利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	国の基準通り

【附則】

基準	項目	佐世保市条例案（概要）	佐世保市基準の考え方
参酌	施行期日	この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。	国の基準通り
従う	職員の経過措置	この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、県が実施する研修の規定について、「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	従うべき基準であり、国の基準通り

■ 補足説明：支援の単位（児童集団の規模）について

児童クラブの規模について、従来は1クラブを一つの単位としていたが、省令において「支援の単位」という概念が導入されている。1クラブにつき複数の支援の単位が設置される場合が想定されていることから、「クラス分け」のようなものがイメージされる。1つの支援の単位はおおむね40人以下とされていることから、現在40人を超える児童クラブは、支援の単位を分割し、条例に規定する職員配置を満たす必要がある。なお、この基準については、分割までの期限及びその間の職員配置基準等について経過措置期間を設ける予定としている。

※イメージ

